

政策名「共生社会政策」

施策名「障害者基本計画の策定・推進」

解決すべき
問題・課題

共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去すること。

事業の概要

(アクティビティ)

活動実績

(アウトプット)

中目標

(アウトカム)

施策目標

(インパクト)

改定基本方針を受けた対応要領・対応指針の改定の推進

府省庁等における対応要領・対応指針の改定及び公表等

障害者差別解消に向け行政機関職員が遵守すべき服務規律が整備される

【測定指標】
障害者差別解消法に基づく対応要領を策定している地方公共団体の割合

障害者差別解消の相談体制に関する調査研究

・相談対応マニュアルの整備
・相談窓口の試行

地域で取組を効果的かつ円滑に行うためのネットワークが形成される

【測定指標】
障害者差別解消支援地域協議会を設置している地方公共団体の割合

【インプット】
予算：0.5億円

【参考指標】
・マニュアル整備件数
・相談窓口開設期間

障害を理由とする差別の解消を推進することで、共生社会の実現に資する

障害者差別解消支援地域協議会体制整備

地域協議会強化ブロック研修会の開催

【参考指標】
研修会の開催回数

【インプット】
予算：0.1億円

障害を理由とする差別の解消に関する国民理解促進

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト・データベース運営

【参考指標】
事例登録件数

障害を理由とする差別の解消に関する国民意識が向上し、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因が解消される

【測定指標】
合理的配慮が行われなかったら、障害を理由とする差別に当たる場合があると思う人の割合
【参考指標】
障害者差別解消法について、聞いたことがある人の割合

※我が国の障害者施策は、障害者基本法に基づく障害者基本計画等を踏まえ、関係各府省庁がそれぞれの所掌事務に関連した具体的な施策を実施している。

本ロジックモデルには、障害者基本計画において内閣府を中心に行うこととされ、内閣府として実施している障害者差別解消法に係る広報・啓発活動や、相談体制の整備等に係る事項を記載。

なお、他省庁においては、所掌する分野に応じた対応指針に基づく相談対応等を実施し、内閣府の取組と連携。